

一般財団法人神奈川県建築安全協会
グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務 手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川県建築安全協会グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が実施する一般財団法人神奈川県建築安全協会グリーン住宅ポイント対象住宅証明書（以下「証明書」という。）の発行業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料の額)

第2条 業務規程第11条に規定する適合審査手数料（以下「手数料」という。）の額は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、手数料の額を減額することができる。

(計画変更手数料)

第4条 証明書が発行された後に行う計画の変更に係る手数料の額は、当初の申請に係る手数料の額の2分の1とする。

(再発行手数料)

第5条 証明書の再発行を行う場合の手数は、2,200円（税込）とする。

(手数料の支払方法等)

第6条 手数料の支払方法及び支払期日は、一般財団法人神奈川県建築安全協会グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込とする場合の振込手数料は、申請者の負担とする。

(手数料の返還)

第7条 技術的審査の依頼に際し、協会が収納した手数料は返還しない。ただし、協会の責に帰すべき理由により、証明書が交付できなかった場合は、この限りでない。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 【一戸建て住宅】

①単独申請の場合

(税込金額 単位：円)

計算方法	手数料
性能基準・仕様基準・モデル住宅法	33,000

②協会が発行した評価書等を活用する申請の場合

(税込金額 単位：円)

活用書類	適合が確認できる基準	手数料
設計住宅性能評価書	断熱等性能等級4 ※	22,000
建設住宅性能評価書	断熱等性能等級4 ※	22,000
フラット 35S 適合証明書 (金利 B プランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る) 及び設計検査申請書 (令和 2 年 12 月以前に設計検査の申請をしたものに限る)	断熱等性能等級4 ※	22,000
	一次エネルギー消費量等級4 以上 (基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準を満たすもの)	5,500
フラット 35S 適合証明書 (金利 A プランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る) 及び設計検査申請書	一次エネルギー消費量等級5 (基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準を満たすもの)	5,500
すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書	断熱等性能等級4 ※	22,000
	一次エネルギー消費量等級4 以上 (基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準を満たすもの)	5,500
贈与税の非課税措置の住宅性能証明書	断熱等性能等級4 ※	22,000
	一次エネルギー消費量等級4 以上 (基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準を満たすもの)	5,500

※仕様基準によるものは除く

別表2 【共同住宅等】

別途見積りとする。